

# 建設政策

## 関西交流ニュース

2014年5月6月合併号

No. 209



### NPO法人建設政策研究所関西支所発行

〒540-0035大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1・AKレジデンス（旧・谷町秋田ビル）501号室  
（tel）06-6941-6058 （fax）06-6941-6115 （E-mail）nre28145@nifty.com  
郵便振替 00950-0-117703 ／ 近畿労働金庫大阪中央支店・普通 5210780  
／口座名：建設政策研究所関西支所  
（関西支所ホームページ） [http://homepage3.nifty.com/kenseiken\\_kansai/](http://homepage3.nifty.com/kenseiken_kansai/)

## も く じ

### ■情報と交流

- 「津波・高潮ステーション」を見学……………亀井 稔
- 標準見積書 チャンス逃さず活用しよう……………京建労「建築ニュース」より
- 国の不当労働行為事件で中労委命令……………日朝洋明
- 講演会「大阪都構想の表裏を考える」を開催……………蚊口哲也

### ■建設業団体との懇談を通して浮かび上がった現状

下請単価、労働者賃金の改善はほとんどみられず……………表木五郎

### ■お知らせ 第16回関西建設研究・交流集会

### ■資料 大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨

### 【表紙の写真】 兵庫県佐用町 平福 の石積護岸

6月13日、兵庫県佐用町を視察した。佐用町は2009年の台風9号で甚大な被害を受けたまち。兵庫県は5年間の復旧・復興事業を実施し、河川関係の各改修事業は今年度で終了する予定と聞き、視察会を開催した。

表紙の写真は智頭急行「平福」駅近くの改修された護岸の様子。旧街道の宿場町だったことから景観保全地区に指定されていることもあって、空積みの石積護岸を採用したのだそうだ。

右の写真は被災直後の護岸と復旧後の護岸。新しい護岸にはたとえ洪水が来ても頑張ってもらいたいものだ。（蚊口）



▲被災直後の護岸



▲改修後の護岸

※ 兵庫県佐用町視察会の報告は次号で掲載いたします。

## 情報と交流のページ

### 大阪府「津波・高潮ステーション」を見学 “海より低いまち大阪”を再認識

国交管ユニオン近畿支部 亀井 稔

4月13日(日)、大阪府の津波防災施設である「津波・高潮ステーション」の施設見学に参加しました。(主催：フォーラム建設近畿)

「津波・高潮ステーション」は、大阪府西大阪治水事務所が所管する防潮堤や水門の津波・高潮防御施設の一元管理を行う「防災棟」と、府民の防災意識向上を目的とした「展示棟」を併せ持つ施設です。

はじめに、研修室で津波や高潮が発生するメカニズムや大阪府が行っている対応策などについてのガイダンス映像を視聴(予約者のみ視聴可)したあと、施設の職員の方に案内をしていただき、展示棟内の見学をしました。

展示棟では、「海より低いまち大阪」が、かつて多くの高潮被害に遭ったこと。そうした被害を乗り越え、高潮対策湖を実施してきたこと。高潮とは異なる津波の脅威や津波被害から身を守るための対応等について、説明を受けました。

また、体感シアターでは「南海トラフ巨大



▲安治川水門

地震」が発生し、大阪に津波が襲来した場合を想定した映像を視聴しました。シアターは、地震発生から津波襲来とその後が映像化され、避難の重要性が強調される内容でした。正面のスクリーンだけでなく、側面の壁にも映像が映し出され、床埋設スピーカーから出る音と震動は凄まじい迫力でした。

津波・高潮ステーションの見学後、安治川沿いを大阪の町並みを散策しながら徒歩で移動。河口に設置されている安治川水門を見学しました。

見学終了後は、電車で京橋まで移動し、見学の感想などを出し合いつつ懇親を深めました。今回の見学では、高潮や津波の基礎知識や避難の重要性を再認識するとともに、行政として何ができるのか。その役割について考え直す一日となりました。

皆さんも時間を見つけて一度出かけてみてはいかがでしょうか。

#### 大阪府「津波・高潮ステーション」

【開館】10時～16時【休館日】火曜日(祝・休日の場合は翌平日)【入場料金】無料【予約】事前予約不要(15名以上の団体は要予約)【お問い合わせ先】

大阪市西区江之子島2丁目1番64号  
津波・高潮ステーション  
電話 06-6541-7799  
ファックス 06-6541-7760

## 標準見積書 チャンス逃がさず活用しよう

京建労「建築ニュースNo1033」より転載

2013年度に続き、2014年2月も公共工事設計労務単価が引き上げられるなど、建設産業への若者の入職、後継者育成のため、現場労働者の待遇改善に向けた国の取り組みが引き続き強められています。また、2012年度より国と業界あげてすすめられている「社会保険未加入対策」の方針は、「未加入企業の排除」から「保険に加入できる原資（＝法定福利費）の確保」へとシフトし、国は公共工事はもちろん民間工事でも、法定福利費を別枠明示した「標準見積書」の推進を呼びかけています。日建連など業界団体もその方向で足並みを揃えています。

2013年12月に国が発表したアンケート結果によれば、標準見積書を提出したことがある下請企業は30%で、その活用はまだまだこれからですが、標準見積書を提出した企業の56%が見積もりどおりの法定福利費を確保できたとも回答しています。

一方、元請企業の25%が下請に対し標準見積書を提出するよう指導しており、62%は「指導するか検討中」と回答しています。

これまで労務費にコミコミにされていた法定福利費を別枠で確保し、さらに賃金を大幅に引き上げること。これが国が示す標準見積書活用の目的であり、私たちの要求でもあります。これを利用しない手はありません。現実「元請から法定福利費を別枠で請求するよう言われたがどうしたらよいか？」という相談も支部に寄せられています。

町場においても、国や業界の方針をバックに「若者が育つ建設産業」へ施主・市民の理

解を得る上で標準見積書は有効なツールとなり得ます。

今、まさに賃金・単価引上げの絶好のチャンス。標準見積書を活用し、要求・請求することがそのカギとなります。チャンスを逃がさず活用しましょう。

## 国の“偽装請負”認めながら 団体交渉の申立てを「棄却」

～中労委 命令、国の不当労働行為事件で～

国土交通労組 近畿地方協議会  
事務局長 日朝洋明

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所において、道路境界明示業務の委託職員として働いていた建交労の千谷組合員が中央労働委員会に救済を求めていた、国（近畿地方整備局）の不当労働行為申立事件に関して、2014年4月7日に中央労働委員会から命令が出されました。

### <中央労働委員会命令（要旨）>

#### ■団体交渉の申立は「棄却」

#### ■国の偽装請負は認定！！

<内容>

採用、配置、終了において国が千谷さんを特定していたと認められない。直接雇用申込義務について、これは請負業務であり、国が「派遣先」には該当しない。また建設協会から国に対し通知した事実がない。したがって労働者派遣法第40条の4に基づく国の直接雇用（任用）の申し込み義務が発生したとは認められない。

しかし、●業務遂行時に直接指揮命令があったこと ●指揮命令の実態から道路境界明示業務は独立して行える業務でないこと ●個別業務は議事録の内容を見る限り直接指示しないとできない内容であり、特に「その他監督職員が指示する業務」は、個別業務に関連があっても請負業務になじまない。として大阪府労働委員会では不当労働行為は無かったとしていたが、それを破棄し偽装請負を認定。

京都府の設計労務単価の推移(2014年)

	(2012年⇒2014年)	上昇率
とび工	17,000円⇒20,100円	18.2%
塗装工	16,700円⇒20,500円	22.8%
型わく工	16,500円⇒20,200円	22.4%
大工	16,100円⇒19,300円	19.9%
はつり工	16,700円⇒20,100円	20.4%
板金工	15,800円⇒19,400円	22.8%

※1 委託労働者懇談会関西は、建交労、国土交通労組、関西ブロック生公連で構成し、公務の職場で働く委託労働者（派遣労働者）の処遇改善を目指し運動しています。具体的には、委託労働者の電話相談や派遣元、派遣先、業界や発注者、国会議員などにも職場実態を伝え、誰もが安心して働ける職場をめざし運動しています。

委託労働者懇談会関西(※1)は、これまでの闘いの経過と今回の命令の問題点についての報告集会を開催(4月28日：エルおおさか)し次のように報告しています。

#### 【経過】

千谷さんは、2005年4月、大同Jソケットから近畿建設協会に出向し、実際の勤務地としては近畿地方整備局奈良国道事務所でした。当時、国土交通省の各事務所では、職員不足を補うため民間コンサルとの間で現場技術業務という請負契約を結び、職員同様に業務に従事させていました(今でも基本的に変わっていませんが…)が、労働局はこれを「偽装請負」であるとして是正するよう指導しました。こうした動きのなかで近畿建設協会は2007年度から千谷さんを直接雇用の職員として雇い、引き続き奈良国道事務所でも働かせました。千谷さんは大同Jソケットからの出向2年、近畿建設協会の直接雇用2年、計4年間、奈良国道事務所の道路境界明示担当の委託職員として働いていました。

ところが、2009年2月、4月以降、国から道路占用許可業務の発注が無くなったという理由だけで、近畿建設協会は千谷さんを解雇しました。

近畿建設協会に対しての地位確認を求める裁判は、最終的に最高裁まで闘いましたが2012年に敗訴が確定しました。

同時に就労先(派遣先)である国(国土交通省近畿地方整備局)に対し、団体交渉を求めている救済申し立てについては、大阪府労働委員会では却下となり、その後、中央労働委員会に救済申立していたものです。

#### 【問題点】

中央労働委員会命令の問題点について建交労の代理人である村田弁護士は「大阪府労働

委員会命令があまりに酷かったが、中央労働委員会(以下「中労委」)は千谷さんの働き方をめぐって国の偽装請負を認めた。しかし不当労働行為救済については棄却した。国の職場での偽装請負の事実を認めながら、労働者派遣法第40条の4にある「派遣労働者に対する雇用契約申込義務」は、「派遣法を遵守した者には発生するが、国は派遣法を守っていないので雇用義務は発生しない」とする判断は道理が通らない、こうした命令がまかり通るならば、国が違法行為を続けていても、何の責任もとられないことになる。」と厳しく指摘しています。

これまでの闘いを支援してきた大阪府労働管理事務局長は「今回の中労委命令は「無理が通れば道理がひっこむ」という内容だ。道理が通る社会に変えていかなければならない」。建交労大阪府本部森副委員長は「民間では多くの非正規労働者が人間らしい働き方を求めている。しかし首相は世界で一番企業が働きやすい国を目指すといい労働者と対立している。建交労は今回の闘いは個人の闘いでなく労働者、労働組合に対する闘いとして毎月カンパもしながら闘ってきた。引き続き頑張りたい」。国土交通労組近畿建設支部菊池委員長は、「国は定員削減の穴埋めとして委託業務を出す。現在、整備局の多くの職場では、職員とほぼ同数の委託労働者が働いている。整備局当局は偽装請負にならないよう対応しているが、職員と一緒に働かないと業務は回らない。国での働き方はこれでいいのか、しっかり議論していきたい。」とコメントしています。

千谷組合員は、「中労委は不当労働行為を認めなかったが、偽装請負を認めさせた点では大きな成果を得た。ここまでの闘いができたことについて悔いはなく、納得できている。闘いから逃げるのではなく主張を貫くことが大切だと思う。闘いは、私一人の闘いでない、非正規雇用労働者全体の闘いでもある。そのためにも命令の取消を求めていきたい」と力強く決意しています。





でバラバラにされれば「都」に権限と財源を握られた従属自治体に成り下がることになる。

#### ◆「大阪都構想」と道州制をめぐる詭弁

橋下氏は「今の時代、都市間競争、都市経営をキーワードにすれば、道州という範囲で広域行政をくり直さなければならない」と主張し「道州制に移る場合には大阪都という広域行政は一旦白紙にして道州に昇華させる」と言う。つまり、関西州に移行する際には大阪府も大阪市も大阪都も無くなることになる。しかし、橋下・維新の会は「大阪が無くなるのではないか」という府民・市民の疑問に「大阪市はつぶしません」「都構想は将来の道州制と矛盾しません。両立できます」などと詭弁を重ね、府民・市民を騙し続けている。

#### ◆区割り案から見えてくるもの

現在24区ある大阪市を5～7区に再編する区割り案のうち、もっとも有力と見られるのが北区と中央区を分離する5区案だが、ひとつの区で50万人規模にもなる。「今より行政が遠くなるのでは？」という市民の懸念はそのとおりになる。財政は都に吸い上げて配分される「調整制度」を設けることから、黒字の区民から赤字の区民への不満が顕在化し、現行の大阪市民の間に人為的に争いを引き起こすことになる。

#### ◆各党からの批判と世論の変化

自民党議員団は「二重行政の解消は現行制度でも可能だ」「『大阪都』になっても財源は生まれない」「大阪市の解体で高度なサービスが低下する」など主張して都構想に反対。民主党系会派は「特別区は財政調整に頼る不完全な自治体になってしまう」「財政の黒字化は土地売却益、地方債の活用、基金取り崩しなどによるもので、数字の操作だ」など主張して反対。日本共産党市



議団は「都構想で年間4000億円の財政効果を生み出すというのは絵空事」「市民に身近な事業を一部事務組合が担うのは『ニア・イズ・ベター』に反する」など主張して反対。どれも的を得た指摘であり、都構想の空虚な実像が明らかになるにつれ、各種世論調査でも「大阪都構想に反対」が増加している。

(例えば、朝日新聞では、2012年2月→2013年11月で、「大阪都構想に賛成」が48%→32%へdown。「大阪都構想に反対」は27%→37%へup。)

講演はこれらのほかに、都構想が職員のタリストラと民営化によって描かれていること、沈む「大阪都構想」のきっかけとなった堺市長選挙と堺市民の闘い、真に必要な地域主権改革とよりよい大阪に向けた運動への期待などについて具体的に話され、面白おかしく、分かりやすい90分でした。



▲「大阪都構想アカン！」と47人が参加。

## 建設業団体との懇談を通して浮かび上がった現状 “下請単価、労働者賃金の改善はほとんどみられず”

建設政策研究所 関西支所 事務局員 表木五郎

公契約法の実現をめざす大阪懇談会は、3月25日から27日にかけて、公共工事の入札制度改善等の課題で6つの建設業団体と懇談を行った。建設業団体の意見の概要を報告し若干の感想を述べる。

懇談の中心課題は、最近の技能者不足と新設計労務単価を踏まえた賃金・単価の引上げ、企業の経営への影響と公契約法・条例に関する意見である。

### 《技能者・資材不足と対応》

元請建設業団体（元請団体）や中小元請建設業者団体（中小団体）、一次下請業者団体（下請団体）は、「いきなり仕事（工事）が増えても、対応できない」と答え、その背景として、賃金・収入が減少し続けたことで建設業から退出する技能者と業者が増加したこと、新規入職者の減少で若い技能者が減っていることを指摘している。

さらに清掃業団体は「企業が一番カットしやすいのが賃金。そのしわ寄せがこの業界に来ている」と答えている。

現状の技能者不足への対応について一次下請業者団体（下請団体）は、「設計労務単価以上払わないと技能者を確保できない」とも言っている。

### 《建設業者の受注価格》

では、技能者不足等によって高騰する人件費に見合うだけの工事受注価格を確保できているのだろうか。

元請団体は「現実的には、予定価格をもっと上げないと末端まで引き上がらない」と答えている。

中小団体は「国の落札率が高いが、府県はまだ低い」と国と地方自治体の温度差を指摘し、下請団体は「下請単価は上がっていない」。「標準見積書は出しているが、支払いは別で

ある」と言い、適切な賃金支払いが確保されるはずの標準見積書は、“あくまで見積りであって支払いを確約する契約ではない”、とその限界を指摘している。もちろん標準見積書は法定福利費を別枠で明示するもので適切な下請代金を明らかにするうえで有効なものだが、実際の契約金額、支払金額に踏襲させ確実なものにする手立てが必要である。

### 《仕事の増加と経営》

経営との関係で、元請団体と中小団体は現状をシビアに見ている。特に下請団体は、受注単価は変わらないなかで労務費が上昇していくことになると、一つひとつの工事の利益率が低下していくことになる。今は仕事量が増したので、トータルとして利益が確保されているが、仕事量が減りだすと厳しくなると見ている。

### 《入札・受注制度の改善。公契約法・条例》

中小団体は、地元工事の地元業者発注の推進と指名競争入札による低価格競争の緩和を訴えるとともに、予定価格で受注できる仕組みを求めている。

下請団体は「材工一式で契約している。しかし、それでは賃金をチェックできないから材工分離にする必要がある」と指摘し、「元請（ゼネコン）が必要な金額を支払わないと、公契約法があっても結果は同じ」と答えている。

元請団体は、公契約法の効果について「受注者や労働者にとってメリット・デメリットは？」「公共工事だけ対応しても、民間受注の工事がついてこない」と疑問を投じている。

### 《まとめ》

今回の懇談では、現場で働く技能労働者の賃金等実態について確認できなかったが、京



都建築労働組合（京建労）が2013年9月に行った京都市発注工事の現場聞き取り調査によると、技能労働者20人中（無回答除く）、賃金上がったのは2人（10%）である。下がったのも2人、16人は変わらないと答えている。

国交省は、技能者労働者の賃金等諸待遇の改善を目的に設計労務単価を大幅に引き上げた。また、技能者を雇っている建設業者の受注単価が増えないと払えない、社会保険の負担も出来ないといった標準見積書を下請から提出させることを勧めた。しかし現状では、下請の単価は上がり、技能者の賃金の改善もほとんどみられない。

一方で、建設業界新聞等では、労務費と建設工事費の値が上がっていることが報道されている。上がっているのが確かだとすればどこに吸収されているのか。その答えというわ

けではないが、特徴的な企業の回答が、徳島建労が4月に行った県内建設会社との要請懇談に見られた。懇談に応じた建設業団体は「予定価格は上がっている。受注額も上がっているが、いまは以前の赤字を補填している段階で、賃金に反映できるゆとりはない」と回答している。

「大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の引上げは、技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンスと捉え、これを契機に業界あげて技能労働者の処遇の改善を実現し、定着させねばならない。」（「労務賃金改善等推進要綱」平成25年7月18日）と日本建設業連合会は提唱したが、現実には「改善された」あるいは「改善される」とはいい難く、公契約法・条例など、法的拘束力で業界を包む必要があると、つくづく感じる。

2014年4月 建設業団体との懇談集計		公契約法の実現をめざす大阪懇談会
		NO. 1
	元請建設業団体	元請中小建設業団体
技能労働者・資材不足と対応	現場ではダンプ等の機材がないと聞いている。いきなり工事が増えても対応できない。	資材・人材とも東京に集中している。東京に比べると賃金等は安いので、そっちに人が流れる。この間、人を絞ってやってきたのに、いきなり仕事が増えても対応が出来ない。昔は、一人前になればソコソコの収入があった。そのため下積みで耐えられた。いまはそれがない。若い人にとって未来がないので、人が入ってこない。若い人がいないので、定年後の人や外国人の採用等を考えていけないといけない。
社会保険未加入対策について	総論は賛同している。1人親方が増えるなど不安な部分も多い。継続性がないと新たな雇用の確保が出来ない。社会保険料など真面目に考えている会社ほど悩んでいる。	
建設業者の受注単価	現実的には、予定価格をもっと上げないと、末端まで引き上がらない。	国の落札率は高いが、府県はまだまだ低い。行政から予算がないと言われたら、それで終わり。
建設技能者の賃金		
仕事の増加と経営	工事量は多いが、利益があるのか？と言われれば疑問。採算が出ないと工事は受注しない。	東京に大規模工事が一極集中しており、工事が少なく維持作業くらいしかない。仕事が増えても利益が出ていない。
入札受注制度の改善、公契約法・条例	公契約法が導入された野田市等の状況はどうなのか？受注者や労働者にとってメリット・デメリットを教えて欲しい。公共工事だけ公契約法で対応しても、民間受注の工事がついてこない。	指名競争は、相手がどのような業者か分かるので、受注者にとって良い制度であった。行政が予定価格で落札させる制度を作るべき。地元の工事は地元の業者が取るべき。中小の仕事に大企業が入ってこないように線引きさせないといけない。そのために国がルールをつくるべき。我々では何も出来ない。

## 2014年4月 建設業団体との懇談集計 公契約法の実現をめざす大阪懇談会

NO. 2

	一次下請建設業団体	清掃業団体
技能労働者・資材不足と対応	若い人が建設業から退出し、高齢者が残り技能者は高齢化している。設計労務単価以上払わないと技能者を確保できない。仕事が減少し機械や人材を手放した。業者の減った。仕事が増えても対応できない。	若い人の入職者が少ない企業が一番カットしやすいのは賃金。そしてそのしわ寄せがこの業界に来ている。
社会保険未加入対策について		
建設業者の受注単価	下請単価は上がっていない。標準見積書は出しているが、契約で支払いは別である。労務費が下げられないのなら、材料費や機械費で下げられる。物価で上がっているものは元請に請求できるが、労務費は請求できない。	
建設技能者の賃金	労働者には次の仕事に来てもらわないといけないから、適正な労務費を払っている。	
仕事の増加と経営	単価が安くても受注する会社がある。仕事は継続して受注しなければならないので、単価が安くても断ることができない。個々の工事で利益は減っているが、仕事量が増加したので収益は増えている。国交省の仕事は儲けがあるので、人気がある。	仕事は減っている。現状、利益率は2.2%であるので、労務費の上昇はカバーしきれない。中小企業がおおいので、支払う労務費が上がると経営を圧迫することになる。
入札受注制度の改善、公契約法・条例	元請(ゼンコン)が必要な金額を支払わないと、公契約法があっても結果は同じである。しわ寄せは下請である。材工一式で契約する。それでは賃金をチェックできないから材工分離にする必要がある。オープンブック方式は手間はかかるが、赤字にならないのでイイ制度だ。	公契約は反対ではない。一つの企業には民間と公務の仕事があるので、二重賃金が生ずる。近年、複数年契約が導入されている。メリットもあるが、デメリットとして、近年の社会情勢(賃上げ)が反映されない。外国人が入ってくるのであれば、ルールを作らないと行けない。

## お知らせ

## 第16回 関西建設研究・交流集会

## 誰もが希望のもてる賃金・労働条件へ！

～ 国の施策を現場から検証する ～

日時 2014年 7月13日(日) 10時～17時

会場 神戸市勤労会館

JR・阪急・阪神 各「三宮駅」より東へ約5分

資料代 500円

午前 記念講演 「仮）専門工事業における現状と今後の展望」

関西鉄筋工業協同組合 理事長 岩田正吾氏

午後 分散会

賃金・労働条件のこと、社会保険未加入対策のこと、公共事業の発注・契約に関する事など、報告者からの問題提起に基づいて討論します。

主催 集会実行委員会

連絡先) NPO建設政策研究所関西支所

## 資料

**大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨**

5月21日、大飯原発運転差止請求を求めた裁判について、福井地裁は、原告の主張を認め「運転してはならない」とした判決を下しました。

憲法で保障された人格権を前面に据え、人命とコストを天秤にかけようような被告の論旨を正面から断じたうえで「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」としたこの判決は、画期的であり、歴史的であり、そして感動的でした。少しページを使いますが、この素晴らしい判決文を皆さんと共有したいと思います。

2014年5月21日

**大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨****主文**

1 被告は、別紙原告目録1記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏内に居住する166名)に対する関係で、福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1において、大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。



関西電力大飯発電所(3、4号機)

2 別紙原告目録2記載の各原告(大飯原発から250キロメートル圏外に居住する23名)の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第2項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

**理由****1 はじめに**

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

**2 福島原発事故について**

福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、

原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくることになるが、既に20年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を図ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となんら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。

### 3 本件原発に求められるべき安全性

#### (1) 原子力発電所に求められるべき安全性

1、2に摘示したところによれば、原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。

原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法2条)、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な

権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかに想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。

新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

#### (2) 原子炉規制法に基づく審査との関係

(1)の理は、上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。したがって、改正原子炉規

制法に基づく新規制基準が原子力発電所の安全性に関わる問題のうちいくつかを電力会社の自主的判断に委ねていたとしても、その事項についても裁判所の判断が及ぼされるべきであるし、新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1)の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきこととなる。

#### 4 原子力発電所の特性

原子力発電技術は次のような特性を持つ。すなわち、原子力発電においてはそこで発生されるエネルギーは極めて膨大であるため、運転停止後においても電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われるだけで事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持つ。このことは、他の技術の多くが運転の停止という単純な操作によって、その被害の拡大の要因の多くが除去されるのとは異なる原子力発電に内在する本質的な危険である。

したがって、施設の損傷に結びつき得る地震が起きた場合、速やかに運転を停止し、運転停止後も電気を利用して水によって核燃料を冷却し続け、万が一に異常が発生したときも放射性物質が発電所敷地外部に漏れ出すことのないようにしなければならず、この止める、冷やす、閉じ込めるという要請はこの3つがそろって初めて原子力発電所の安全性が保たれることとなる。仮に、止めることに失敗するとわずかな地震による損傷や故障でも破滅的な事故を招く可能性がある。福島原発事故では、止めることには成功したが、冷やすことができなかつたために放射性物質が外部に放出されることになった。また、我が国においては核燃料は、五重の壁に閉じ込められているという構造によって初めてその安全性が担保されているとされ、その中でも重要な壁が堅固な構造を持つ原子炉格納容器であるとされている。しかるに、本件原発には地震の際の冷やすという機能と閉じ込めるという構造において次のような欠陥がある。

#### 5 冷却機能の維持について

##### (1) 1260ガルを超える地震について

原子力発電所は地震による緊急停止後の冷却機能について外部からの交流電流によって水を循環させるという基本的なシステムをとっている。1260ガルを超える地震によってこのシステムは崩壊し、非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつく。この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認しているところである。

しかるに、我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。したがって、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。むしろ、①我が国において記録された既往最大の震度は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり、1260ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があるとする内陸地殻内地震であること、③この地震が起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において有意的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものにすぎないことからすると、1260ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。

## (2) 700ガルを超えるが1260ガルに至らない地震について

### ア 被告の主張するイベントツリーについて

被告は、700ガルを超える地震が到来した場合の事象を想定し、それに応じた対応策があると主張し、これらの事象と対策を記載したイベントツリーを策定し、これらに記載された対策を順次とっていけば、1260ガルを超える地震が来ない限り、炉心損傷には至らず、大事故に至ることはないと主張する。

しかし、これらのイベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるためには、第1に地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなくとりあげること、第2にこれらの事象に対して技術的に有効な対策を講じること、第3にこれらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できるという3つがそろわなければならない。

### イ イベントツリー記載の事象について

深刻な事故においては発生した事象が新たな事象を招いたり、事象が重なって起きたりするものであるから、第1の事故原因につながる事象のすべてを取り上げること自体が極めて困難であるといえる。

### ウ イベントツリー記載の対策の実効性について

また、事象に対するイベントツリー記載の対策が技術的に有効な措置であるかどうかはさておくとしても、いったんことが起きれば、事態が深刻であればあるほど、それがもたらす混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置をとることを原子力発電所の従業員に求めることはできない。特に、次の各事実に照らすとその困難性は一層明らかである。

第1に地震はその性質上従業員が少なくなる夜間も昼間と同じ確率で起こる。突発的な危機的状況に直ちに対応できる人員がいかほどか、あるいは現場において指揮命令系統の中心となる所長が不在か否かは、実際上は、大きな意味を持つことは明らかである。

第2に上記イベントツリーにおける対応策をとるためにはいかなる事象が起きているのかを把握できていることが前提になるが、この把握自体が極めて困難である。福島原発事故の原因について国会事故調査委員会は地震の解析に力を注ぎ、地震の到来時刻と津波の到来時刻の分析や従業員への聴取調査等を経て津波の到来前に外部電源の他にも地震によって事故と直結する損傷が生じていた疑いがある旨指摘しているものの、地震がいかなる箇所にもどのような損傷をもたらすそれがいかなる事象をもたらしたかの確定には至っていない。一般的には事故が起きれば事故原因の解明、確定を行いその結果を踏まえて技術の安全性を高めていくという側面があるが、原子力発電技術においてはいったん大事故が起これば、その事故現場に立ち入ることができないため事故原因を確定できないままになってしまう可能性が極めて高く、福島原発事故においてもその原因を将来確定できるという保証はない。それと同様又はそれ以上に、原子力発電所における事故の進行中にいかなる箇所にもどのような損傷が起きておりそれがいかなる事象をもたらしているのかを把握することは困難である。

第3に、仮に、いかなる事象が起きているかを把握できたとしても、地震により外部電源が断たれると同時に多数箇所に損傷が生じるなど対処すべき事柄は極めて多いことが想定できるのに対し、全交流電源喪失から炉心損傷開始までの時間は5時間余であり、炉心損傷の開始からメルトダウンの開始に至るまでの時間も2時間もないなど残された時間は限られている。

第4にとるべきとされる手段のうちいくつかはその性質上、緊急時にやむを得ずとする手段であって普段からの訓練や試運転にはなじまない。運転停止中の原子炉の冷却は外部電源が担い、非常事態に備えて水冷式非常用ディーゼル発電機のほか空冷式非常用発電装置、電源車が備えられているとされるが、たとえば空冷式非常用発電装置だけで実際に原子炉を冷却できるかどうかをテストするというようなことは危険すぎてできようはずがな

い。

第5にとるべきとされる防御手段に係るシステム自体が地震によって破損されることも予想できる。大飯原発の何百メートルにも及び非常用取水路が一部でも700ガルを超える地震によって破損されれば、非常用取水路にその機能を依存しているすべての水冷式の非常用ディーゼル発電機が稼働できなくなることが想定できるといえる。また、埋戻土部分において地震によって段差ができ、最終の冷却手段ともいべき電源車を動かすことが不可能又は著しく困難となることも想定できる。上記に摘示したことを一例として地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられることであって、防御のための設備が複数備えられていることは地震の際の安全性を大きく高めるものではないといえる。

第6に実際に放射性物質が一部でも漏れればその場所には近寄ることさえできなくなる。

第7に、大飯原発に通ずる道路は限られており施設外部からの支援も期待できない。

## エ 基準地震動の信頼性について

被告は、大飯原発の周辺の活断層の調査結果に基づき活断層の状況等を勘案した場合の地震学の理論上導かれるガル数の最大数値が700であり、そもそも、700ガルを超える地震が到来することはまず考えられないと主張する。しかし、この理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまった理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である。これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというしか

ない。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるのと同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手法に基づきなされたにもかかわらず、被告の本件原発の地震想定だけが信頼に値するという根拠は見い出せない。

## オ 安全余裕について

被告は本件5例の地震によって原発の安全上重要な施設に損傷が生じなかったことを前提に、原発の施設には安全余裕ないし安全裕度があり、たとえ基準地震動を超える地震が到来しても直ちに安全上重要な施設の損傷の危険性が生じることはないと主張している。

弁論の全趣旨によると、一般的に設備の設計に当たって、様々な構造物の材質のばらつき、溶接や保守管理の良否等の不確定要素が絡むから、求められるべき基準をぎりぎり満たすのではなく同基準値の何倍かの余裕を持たせた設計がなされることが認められる。このように設計した場合でも、基準を超えれば設備の安全は確保できない。この基準を超える負荷がかかっても設備が損傷しないことも当然あるが、それは単に上記の不確定要素が比較的安定していたことを意味するにすぎないのであって、安全が確保されていたからではない。したがって、たとえ、過去において、原発施設が基準地震動を超える地震に耐えられたという事実が認められたとしても、同事実は、今後、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しても施設が損傷しないということをなんら根拠づけるものではない。

### (3) 700ガルに至らない地震について

#### ア 施設損壊の危険

本件原発においては基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあると認められる。

#### イ 施設損壊の影響

外部電源は緊急停止後の冷却機能を保持するための第1の砦であり、外部電源が断たれ

れば非常用ディーゼル発電機に頼らざるを得なくなるのであり、その名が示すとおりこれが非常事態であることは明らかである。福島原発事故においても外部電源が健全であれば非常用ディーゼル発電機の津波による被害が事故に直結することはなかったと考えられる。主給水は冷却機能維持のための命綱であり、これが断たれた場合にはその名が示すとおり補助的な手段にすぎない補助給水設備に頼らざるを得ない。前記のとおり、原子炉の冷却機能は電気によって水を循環させることによって維持されるのであって、電気と水のいずれかが一定時間断たれば大事故になるのは必至である。原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある。そして、その場合には(2)で摘示したように実際にはとるのが困難であろう限られた手段が効を奏さない限り大事故となる。

#### ウ 補助給水設備の限界

このことを、上記の補助給水設備についてみると次の点が指摘できる。緊急停止後において非常用ディーゼル発電機が正常に機能し、補助給水設備による蒸気発生器への給水が行われたとしても、①主蒸気逃がし弁による熱放出、②充てん系によるほう酸の添加、③余熱除去系による冷却のうち、いずれか一つに失敗しただけで、補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同様の事態に進展することが認められるのであって、補助給水設備の実効性は補助的手段にすぎないことに伴う不安定なものといわざるを得ない。また、上記事態の回避措置として、イベントツリーも用意されてはいるが、各手順のいずれか一つに失敗しただけでも、加速度的に深刻な事態に進展し、未経験の手作業による手順が増えていき、不確実性も増していく。事態の把握の困難性や時間的な制約のなかでその実現に困難が伴うことは(2)において摘示したとおりである。

#### エ 被告の主張について

被告は、主給水ポンプは安全上重要な設備

ではないから基準地震動に対する耐震安全性の確認は行われていないと主張するが、主給水ポンプの役割は主給水の供給にあり、主給水によって冷却機能を維持するのが原子炉の本来の姿であって、そのことは被告も認めているところである。安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、それにふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備ではないとするのは理解に苦しむ主張であるといわざるを得ない。

#### (4) 小括

日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの4つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の1割が狭い我が国の国土で発生する。この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。

#### 6 閉じ込めるという構造について(使用済み核燃料の危険性)

##### (1) 使用済み核燃料の現在の保管状況

原子力発電所は、いったん内部で事故があったとしても放射性物質が原子力発電所敷地外部に出ることのないようにする必要があることから、その構造は堅固なものでなければならない。

そのため、本件原発においても核燃料部分は堅固な構造をもつ原子炉格納容器の中に存する。他方、使用済み核燃料は本件原発においては原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれており、その本数は1000本を超えるが、使用



済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。

## (2) 使用済み核燃料の危険性

福島原発事故においては、4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料が危機的状況に陥り、この危険性ゆえに前記の避難計画が検討された。原子力委員会委員長が想定した被害想定のうち、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み核燃料プールからの放射能汚染であり、他の号機の使用済み核燃料プールからの汚染も考えると、強制移転を求めるべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合にこれを認めるべき地域が東京都のほぼ全域や横浜市の一部を含む250キロメートル以遠にも発生する可能性があり、これらの範囲は自然に任せておくならば、数十年は続くとされた。

## (3) 被告の主張について

被告は、使用済み核燃料は通常40度以下に保たれた水により冠水状態で貯蔵されているので冠水状態を保てばよいだけであるから堅固な施設で囲い込む必要はないとするが、以下のとおり失当である。

## ア 冷却水喪失事故について

使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば被告のいう冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉格納容器の一次冷却水の配管破断の場合と大きな違いはない。福島原発事故において原子炉格納容器のような堅固な施設に囲まれていなかったにもかかわらず4号機の使用済み核燃料プールが建屋内の水素爆発に耐えて破断等による冷却水喪失に至らなかったこと、あるいは瓦礫がなだれ込むなどによって使用済み核燃料が大きな損傷を被ることがなかったことは誠に幸運と言うしかない。使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められてこそ初めて万全の

措置をとられているといえることができる。

## イ 電源喪失事故について

本件使用済み核燃料プールにおいては全交流電源喪失から3日を経ずして冠水状態が維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から3日を経ずして危機的状態に陥いる。そのようなものが、堅固な設備によって閉じ込められていないままいわばむき出しに近い状態になっているのである。

## (4) 小括

使用済み核燃料は本件原発の稼働によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要することに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。

## 7 本件原発の現在の安全性

以上にみたように、国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかとという疑いが残るといふにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。

## 8 原告らのその余の主張について

原告らは、地震が起きた場合において止めるという機能においても本件原発には欠陥があると主張する等さまざまな要因による危険性を主張している。しかし、これらの危険性の主張は選択的な主張と解されるので、その判断の必要はないし、環境権に基づく請求も選択的なものであるから同請求の可否についても判断する必要はない。

原告らは、上記各諸点に加え、高レベル核廃棄物の処分先が決まっておらず、同廃棄物

の危険性が極めて高い上、その危険性が消えるまでに数万年もの年月を要することからすると、この処分の問題が将来の世代に重いつけを負わせることを差止めの理由としている。幾世代にもわたる後の人々に対する我々世代の責任という道義的にはこれ以上ない重い問題について、現在の国民の法的権利に基づく差止訴訟を担当する裁判所に、この問題を判断する資格が与えられているかについては疑問があるが、7に説示したところによるとこの判断の必要もないこととなる。

### 9 被告のその余の主張について

他方、被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り

戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼動がCO2排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

### 10 結論

以上の次第であり、原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者(別紙原告目録1記載の各原告)は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。

福井地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 樋口英明

裁判官 石田明彦

裁判官 三宅由子

## 経過と予定

- 05.22(木) 第16回関西建設研究・交流集会 第2回事務局会議(関西支所)
- 05.29(木) 講演会「大阪都構想の表裏を考える」(エルおおさか)
- 05.30(金) 第16回関西建設研究・交流集会 第3回実行委員会(合庁会議室)
- 06.03(月) 前期会計監査
- 06.03(月) 第1回社会保険未加入問題打合せ(関西支所)
- 06.06(金) 関西支所第4回運営委員会(関西支所)
- 06.13(金) 兵庫県佐用町復興視察会
- 06.25(水) 第16回関西建設研究・交流集会 第4回実行委員会(合庁会議室)
- 06.30(月) 第2回社会保険未加入問題打合せ(関西支所)
- 07.04(金) 第2回理事会(関西支所)
- 07.09(水) 第16回関西建設研究・交流集会 分散会座長会議(関西支所)
- 07.10(木) 第11回地方議会議員研修会 第8回企画運営会議(拡大版)(関西支所)
- 07.13(日) 第16回関西建設研究・交流集会(神戸市勤労会館)
- 07.24(木)~25(金) 第11回地方議会議員研修会(京都テルサ)

# 人口減少のなかで活力あるまちづくりを考える 第11回 地方議会議員研修会



2014年7月24日(木)～25日(金)

会場 京都テルサ (京都府民総合交流プラザ)

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地

TEL: 075-692-3400

1日目

全体会 13時～17時

記念講演 人口減少時代のまちづくり



中山 徹

奈良女子大学教授

少子化対策は重要だが、移民政策をとらない限り、万全の少子化対策を実施したとしても人口は減る。第一にこの点を理解することが重要だ。その上で、人口減少に適切に対応しなければ、まちは確実に衰退する。これが二つ目に重要なことである。三点目に重要なことは、その一方で人口減少に適切に対応していけば、まちの住み良さは向上するということである。世界ではそれを実現するためにさまざまな試みが始まっている。そして最後に重要なことは、自治体の努力で対応可能なことと、国の制度を変えなければ実現困難なことがあることを理解することだ。これらについてお話しし、人口減少時代のまちづくりについて一緒に考えたい。

特別講演 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり



～コンパクトシティ戦略による  
富山型都市経営の構築～

高森 長仁

富山市 都市整備部次長

富山市では、人口減少や超高齢化など都市の諸課題に対応し、持続可能な都市であり続けるため、コンパクトなまちづくりを推進している。その実現にあたっては「公共交通の活性化」「公共交通沿線地区への居住の推進」「中心市街地の活性化」を柱として各種事業を展開しており、直接的な効果のみならず、社会、経済、環境面にわたり徐々にその効果が現れている。コンパクトなまちづくりを基本に、雇用、産業、教育、福祉、文化など総合的・包括的に施策を展開することで、まちの質を高め、将来市民に責任がもてるよう、社会・経済・環境などあらゆる面で持続可能な、選ばれるまちを目指す。

主催: NPO 法人 建設政策研究所 関西支所

TEL: 06-6941-6058 FAX: 06-6941-6115

E-mail: nre28145@nifty.com



- JR 京都駅 (八条口西口) より南へ徒歩約 15 分
- 近鉄東寺駅より東へ徒歩約 5 分
- 地下鉄九条駅 4 番出口より西へ約 5 分

2日目

選科 9時20分～15時

講義A

「まちが生き残るために」  
～コンパクトシティと魅力の創造～

講師 今井 晴彦 都市計画コンサルタント/  
(株)サンプランナーズ代表取締役

講義B

まちを守り育む「公共事業」と  
地方財政の課題

講師 保母 武彦 島根大学 名誉教授

講義C

防災まちづくり、公共施設の  
維持管理・再配置の課題

講師 高木 直良 NPO 法人建設政策研究所 理事

**2日目** 9時20分～15時 講義A～Cは同時間・並行開催です。受講される講義を一つお選び下さい。  
各講義とも 第1講 9:20～10:40 第2講 11:00～12:20 第3講 13:20～14:50 (各講の時間割には若干の質疑時間を含む)

## 講義A 「まちが生き残るために」～コンパクトシティと魅力の創造～

**第1講** 人口減少と高齢化はなにをもたらすか

**第2講** 都市のコンパクト化をどう進めるか

**第3講** 都市の魅力をどのように高めるか

人口減少に伴い、空き家空き地が増加し、また、車に頼ることの難しい高齢者が安心して歩いて暮らせる都市環境の必要性も増している。都市のコンパクト化を進めることは不可欠な状況である。一方、それだけでなく地方経済が縮小、あるいは雇用の減少によって、都市の活力が一層失われることへの対応も不可欠で、都市が人や投資を引付けられる魅力を高めることも重要になっている。特にコンパクト化のためにも中心市街地の都市環境の向上や魅力の創出が必要である。これらについて考える。



都市計画コンサルタント/  
（株）サンプランナーズ代表取締役

**今井 晴彦**

## 講義B まちを守り育む「公共事業」と地方財政の課題

**第1講** 老朽化と公共施設等の計画的管理

**第2講** まちづくり・公共施設整備と財政

**第3講** 公共事業審議のポイント

今年4月、総務省から自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定が要請された。自治体では、老朽化する公共施設対策とともに将来のまちづくりを見据えた検討が開始される。公共施設を新設するだけの時代は終わっている。厳しい地方財政の下で、住民の声を反映しつつ、財源の捻出や民間の資金・ノウハウの適正な利用を審議する議会の役割が増えている。住民との情報及び現状認識の共有などを含めて、議員活動のポイントを学ぶ。



島根大学名誉教授

**保母 武彦**

## 講義C 防災まちづくり、公共施設の維持管理・再配置の課題

**第1講** 「国土強靱化計画」と防災まちづくり

**第2講** 社会資本老朽化対策と「公共施設再配置」をどう考えるか

**第3講** 地域維持、地域建設業育成につながる公共発注政策とは

人口減少、高齢化の進行とともに社会資本・公共施設の老朽化への対応や防災・減災のまちづくりが日本の大きな課題になっている。政府は「国土強靱化」を掲げ、大型公共事業とその予算を急拡大したが、一方で地方自治体は、将来の人口減少と財政負担から公共施設の廃止・統合を打ち出す流れが強まっている。また、地域の建設業を取り巻く環境は厳しく、若者離れ、技能労働者不足の問題が深刻化しており、外国人技能実習生の動員なども急浮上している。場当たり的で、どこかおかしな現状を考え、真に必要な事業の方向を探る。



NPO 法人  
建設政策研究所理事

**高木 直良**

<b>参加の申し込み</b>		右の申込書に必要事項を記入の上、ファックス又はメールでお申し込みください。参加費は、下記の送金先までお願い致します。
定員	150名(2日間通し参加のみ) ※ご送金いただいた順にお席を確保し、領収書・参加案内をお送り致します。	
参加費	25,000円 ※キャンセル料：7月17日以降、10,000円を申し受けます	
備考	お泊まりはご自身でお手配ください。2日目の昼食(弁当)を希望される方は、参加申込受付後に別途受付いたします。	
申込先	NPO法人 建設政策研究所 関西支所 議員研修会係 〒540-0035 大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1 AKレジデンス501号室 FAX: 06-6941-6115 TEL: 06-6941-6058 E-mail: nre28145@nifty.com	
送金先	①	銀行名：ゆうちょ銀行 郵便振替 記号・番号：00950-0-117703 加入者名：建設政策研究所 関西支所
	②	銀行名：三井住友銀行 天満橋支店 銀行コード：0009 店番：131 普通：1556745 口座名義：建設政策研究所 関西支所

<b>申込書</b>		※必ず2日目の希望講義を○で囲んでください。	
2日目 希望講義	A	「まちが生き残るために」～コンパクトシティと魅力の創造～	
	B	まちを守り育む「公共事業」と地方財政の課題	
	C	防災まちづくり、公共施設の維持管理・再配置の課題	
氏名		男・女	
領収書宛名			
領収書送付先		〒	
電話		FAX	
所属等		都・道 府・県	市・区 町・村
現在( )期目			